

富山県医療対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 医療従事者の確保その他県において必要とされる医療の確保に関する事項を検討するため、富山県医療対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 医療従事者の確保に関すること。
- (2) その他県において必要とされる医療の確保に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の23第1項各号に掲げる者の管理者その他の関係者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

(部会)

第7条 協議会には、部会を置くことができる。

- 2 部会において協議すべき事項は、会長が協議会に諮って定める。
- 3 部会の委員は、協議会の委員のうちから会長が指名し、又は会長の推薦により有識者のうちから知事が任命し、若しくは委嘱する。
- 4 前項の規定により有識者のうちから知事が任命し、又は委嘱した部会の委員の任期は、2年以内とする。
- 5 部会に部会長を置き、部会長は、部会の委員のうちから会長が指名する。
- 6 第5条第3項及び第4項並びに前条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「協議会」とあるのは「部会」と、「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるもの

とする。

- 7 第2項の規定により定められた事項については、当該部会の意見をもって協議会の意見とする。
- 8 前項の規定による意見は、次の協議会に報告しなければならない。
- 9 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(幹事会)

第8条 協議会に、その運営の円滑化を図るため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事10人以内で組織する。
- 3 幹事は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 幹事会に座長を置き、座長は、幹事のうちから会長が指名する。
- 5 第5条第3項及び第4項並びに第6条の規定は、幹事会について準用する。
この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「座長」と、「協議会」とあるのは「幹事会」と、「委員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。
- 6 会長が軽易と認めた事項については、当該幹事会の意見をもって協議会の意見とする。
- 7 前項の規定による意見は、次の協議会に報告しなければならない。
- 8 この要綱に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、富山県厚生部医務課において処理する。

(細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成19年4月20日から施行する。
- 2 この要綱の施行の後最初に知事が任命し、又は委嘱する協議会の委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附則

- 1 この要綱は、平成24年4月26日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成26年6月25日から施行する。